

令和 8 年度

社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会 事業計画書

(自 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 至 令和 9 年 3 月 3 1 日)

社会福祉法人 遠軽町社会福祉協議会

令和 8 年度 社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会事業計画

日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、米国の通商政策、世界情勢の不安定化や資源・エネルギー価格の変動、為替の影響等により物価上昇が続き、特にエネルギー・食料品価格の高騰は、家計や地域経済に大きな影響を及ぼしております。こうした状況は、地方において、その影響がより深刻であり、生活不安の増大など、依然として厳しい中にあります。

一方、訪日外国人観光客の回復や各種イベントの開催など、地域経済活性化に向けた明るい兆しも見られ、持続的な回復への期待が高まっております。

地方では、少子高齢化と人口減少が進む中、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれ、地域医療・福祉・介護体制の維持・確保が重要な課題となっております。また、単身世帯の増加や地域とのつながりの希薄化により、孤立・孤独の問題は高齢者のみならず、子育て世帯や若年層にも広がりを見せております。

国及び道では、「地域包括ケアシステム」を基盤とした「地域共生社会」の実現に向け、「重層的支援体制整備事業」を推進しております。当町においても、地域包括支援センターを中心に町と連携し、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症初期集中支援チーム」の取組を進めております。

当協議会では、令和 7 年 3 月策定の第 6 期地域福祉実践計画に基づき、地域住民による見守り活動やサロン活動等を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

本年度も、行政、住民組織、民生委員・児童委員、福祉・医療関係機関、ボランティア団体等との連携を強化し、『ともに支えあう安心・安全・福祉のまちづくり』の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

【基本目標】

『ともに支えあう安心・安全・福祉のまちづくり』

【基本計画】

1. みんなで支えあう地域づくり
2. 住民に信頼される良質な福祉サービスの提供
3. 安心・安全・福祉のまちづくりの推進
4. 地域に求められる社協づくり

【基本計画と実践項目】

基本計画Ⅰ.みんなで支えあう地域づくり

地域福祉の推進には、住民一人ひとりが互いに協力し、支えあうことが不可欠です。子どもから高齢者まで、誰もが「住みたい」と望む地域で安心して生活できるよう、自治会、ボランティア、関係機関と連携し、「地域のつながりの再構築」を目指します。

「ふれあい」や「支えあい」を基盤とした活動を支援するとともに、住民相互の支えあいによる共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

(Ⅰ) 実践項目

①地域福祉事業

◇地域ふれあい事業

- ・ふれあいを大切にしながら、高齢者等が住みたいと望む地域で安心して生活できるよう支援し、介護予防の推進を図るため、遠軽地区の中央サロン・南町第2サロン、生田原地区におけるサロン活動の充実・推進を図ります。
- ・丸瀬布、白滝地区においては、昨年度より再開されたサロン活動を継続・発展させるため、積極的な支援を行います。
- ・自主運営によるサロン活動が地域において継続的に実施されるよう、必要な支援を行います。
- ・廃止または休止しているサロンについては、再開にあたり全力で支援します。

◇小地域ネットワーク事業

- ・高齢者、障がい者、子ども等の地域住民が、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを目的として、各自治会が実施している一人暮らし高齢者や高齢者世帯等への見守り、声かけ、交流会などの活動を支援します。
- ・新たに活動を開始する自治会の掘り起こしを行い、活動立ち上げを支援します。

◇ ふれあい広場等開催事業

- ・ 地域住民と障がい者、高齢者、子どもたちが、ふれあいと交流を通じて相互理解を深め、社会参加を促進することを目的に、関係団体やボランティアの協力を得て事業を実施します。

◇ 高齢者ゲートボール大会事業

- ・ 町内各地域の高齢者がゲートボールを通じて相互交流を深めるとともに、運動による健康増進を図るため、大会を開催します。

◇ カレンダーリサイクル広場事業

- ・ 家庭や企業で使用されない当年のカレンダー等を寄贈していただき、安価で販売し、その収益を地域福祉事業に活用します。
- ・ 本年度も関係団体およびボランティアの協力を得て実施します。

◇ 障がい者ふれあい交流事業（障がい者パークゴルフ交流会）

- ・ 障がい者と地域住民がパークゴルフを通じて交流し、相互理解を深めることを目的に、地域住民と連携しながら事業を実施します。

◇ 高齢者ふれあい交流事業

- ・ 高齢者の閉じこもり防止を目的として、地域において交流会を開催します。
- ・ 従来の参加者の高齢化や定年延長等で参加者が減少していますが、孤立防止の観点から引き続き参加を呼びかけ、事業を実施します。
- ・ 高齢者ふれあい交流会（生田原地区：年１回、白滝地区：年２回）を開催予定です。
- ・ ふれあいもちつき事業（白滝地区）を実施予定です。
- ・ 課外サロン・外出ツアー（丸瀬布地区：年１回、白滝地区：年１回）を実施予定です。

◇ 異世代交流事業

- ・ 次世代への日本文化の伝承を目的として、昔の遊び等を通じ、小学生児童と高齢者等が交流を図るため、生田原小学校と安国小学校を会場に、地域住民やボランティアの協力を得て、異世代交流会を開催します。

◇ 福祉総合相談事業

- ・ 遠軽地区は、毎週火曜日に福祉総合相談所を開設し、地域住民の様々な相談に応じます。
- ・ 生田原、丸瀬布、白滝の各地区事務所においても、来所・電話等による相談に随時対応します。

◇ 各種福祉団体の活動支援

- ・各種福祉団体等の活動に対して支援・協力および助成を行います。

(支援対象団体)

- ・遠軽町老人クラブ連合会
- ・遠軽町内単位老人クラブ（8クラブ）
- ・遠軽ことばを育てる親の会
- ・NPO法人さわやか
- ・NPO法人遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会
- ・遠軽町子ども会育成連合会
- ・遠軽町遺族会
- ・北海道難病連遠軽支部
- ・遠軽町民生委員児童委員協議会

②ボランティア活動及び福祉教育の推進

福祉のまちづくりを推進するためには、住民の参加協力による福祉活動が不可欠であり、ボランティアとの連携・協働を図りながら、福祉による地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、次代を担う子どもたちが福祉に関心を持てるよう、学校との連携を一層深め、学校教育を通じた各種福祉体験学習やボランティア体験教室を実施します。

また、一般住民を対象とした災害ボランティア研修講座をはじめ、各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの養成・育成を図ることで、ボランティア活動の推進を強化していきます。

更に、ボランティアセンターに登録しているボランティアと協働し、高齢者や障がい者をサポートする事業に取り組みます。

◇ボランティアセンター活動の充実

- ・地区ボランティアステーションの活動の促進を図ります。
- ・ボランティア団体や個人の登録を促進し、ボランティアの確保に努めます。
- ・高齢者等在宅生活サポート事業を実施し、高齢者等の日常生活の支援をします。

◇ボランティア活動の発信

- ・遠軽町内におけるボランティア活動の情報を住民に提供するため、当協議会のホームページや社協だより（年5回発行）において、ボランティア活動の記事を掲載し、住民への情報発信と理解・協力の意識啓発に取り組みます。

◇ボランティア活動保険への加入促進

- ・ボランティアが安心して活動ができるよう、万が一の事故に備え、ボランティア活動保険への加入を促進します。

◇各種ボランティア養成講座等の開催

- ・ボランティア入門講座（一般住民を対象とした入門編）
- ・ボランティア実践者講座（ボランティア実践者を対象としたフォローアップ講座）
- ・有償ボランティア講座（高齢者等在宅生活サポート事業ボランティア対象）
- ・ヤングボランティア講座（小・中・高校生対象）
- ・施設、病院等のボランティア養成講座への協力

◇災害救援研修会の開催

- ・予測困難な自然災害に備え、炊出し訓練や災害時の対応などについて町が隔年で実施する遠軽町総合防災訓練の中で研修を行います。
- ・被災者または被災支援者となった場合に適切に対応できるよう、事例を用いながら、災害ボランティアセンターの設置・運営について学習し、設置体制の整備を行います。
- ・災害ボランティアセンター設置体制の充実を図るため、職員を積極的に研修会へ参加させます。

◇児童・生徒ボランティア活動普及事業（活動費助成）

- ・将来の地域福祉の担い手となる青少年の育成を目的に、町内の各学校をボランティア活動協力校として指定し、ボランティア活動の普及と養成を行います。
- ・町社協指定（15校）
遠軽小学校、遠軽東小学校、遠軽南小学校、生田原小学校、安国小学校、丸瀬布小学校、白滝小学校、遠軽中学校、遠軽南中学校、生田原中学校、安国中学校、丸瀬布中学校、白滝中学校、北海道紋別養護学校ひまわり学園分校、遠軽高等学校（定時制）

◇青少年ボランティア活動推進事業（活動費助成）

- ・将来の地域福祉の担い手となる青少年を育成するために、青少年ボランティア活動推進事業の実践団体として指定し、ボランティア活動の支援と養成を行います。
- ・北光学園ボランティアサークル

◇各学校における福祉学習の支援

- ・町内の各学校に出向き「総合的な学習の時間」等を活用して、福祉に関する学習の支援を行います。
- ・多くの学校で継続的に福祉学習が実施されるよう、福祉学習メニュー（体験編・講義編）を作成・配付し、学校と連携・協力しながら福祉教育を推進します。

基本計画2．住民に信頼される良質な福祉サービスの提供

高齢者や障がい者（児）が住みたいと望む地域の中で安心して日常生活を続けられるよう、介護予防施策を重視しながら、町が実施する総合事業、介護保険事業及び障害者総合支援法に基づく各種サービス、町の委託事業、更には社協独自の福祉

サービスを提供します。

これにより、在宅において自立した生活が送ることができるよう支援していきます。

また、安全で質の高い福祉サービスが、安定かつ継続的に提供されることが重要であることから、そのための体制整備を計画的に進めます。

(1) 実践項目

①介護保険サービス事業

◇町の総合事業

遠軽町の総合事業である第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）および第1号通所事業（介護予防通所介護相当）について、事業対象者と要支援者の支援を行います。

◇介護職員の養成・支援

安定した介護保険サービス事業を継続して実施するためには、介護に従事する職員の確保が不可欠ですが、介護職員の不足は全国的に深刻な課題となっています。この課題を対応するためには、社協独自の支援による人材養成や関係機関との連携協力のもと、介護人材の確保に努めます。

また、個々の介護支援専門員の資質向上を図るため設立され、当協議会の介護支援専門員も構成員となっている遠軽町ケアマネジャー連絡協議会を支援します。

◇居宅介護支援事業

高齢者等が在宅で安心して生活を継続できるよう、居宅介護支援による適切なケアマネジメントを行い支援します。

併せて、要介護認定訪問調査受託事業を実施します。

◇訪問介護事業・第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

町内4地区、2事業所におけるサービスの充実を図るため、各地区の事業の検討を行い、効率的な事業運営を進めます。

◇通所介護事業・第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

通所介護事業所の利用者の動向を踏まえ、デイサービスセンターのびやか、2か所の地域密着型デイサービス〔デイサービスのびやか2条通・デイサービスセンターほのぼの白滝〕の事業所において、引き続きサービスの提供をします。

また、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、機能強化を図り、認知症ケアに対応できる事業所として、サービス内容の充実に努めます。

・デイサービスセンターのびやか（定員30名）

- ・デイサービスのびやか2条通（定員 9名）
- ・デイサービスセンターほのぼの白滝（定員10名）

◇福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業

要介護者が住み慣れた環境で在宅生活を継続できるよう、車椅子や介護用ベッド等の必要とする福祉用具を貸与し、自立した日常生活の支援を行います。

◇福祉用具販売事業・介護予防福祉用具販売事業

要介護者が、在宅で安全かつ快適に生活できるよう、ポータブルトイレ、入浴用いす、入浴用手すり等の特定用具販売を行うとともに、特殊ベッド、車いす、シルバーカー、杖、靴等の一般介護用品の販売を行います。

◇住宅改修事業

要介護者が、在宅で生活を継続できるよう、敷居等の段差改修や玄関・トイレ・浴室・廊下・階段等への手すり設置などの住宅改修を行い、住環境の整備を支援します。

◇認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

（ぐるーぷほーむ春來 定員9名）

認知症により自立した生活が困難となった方が、住みなれた地域において家庭的な環境のもとで共同生活を送ることができるよう、日常生活全般にわたる支援を行います。

②障がい者総合支援サービス事業

◇居宅支援サービス事業

障害者総合支援法に基づく事業所指定を受け、障がい者のある方に対してホームヘルパーを派遣し、在宅において自立した生活を営むことができるよう支援します。

◇生活支援サービス事業

常時介護を必要とする障がいのある方に対し、施設において必要な支援を提供し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

③町受託事業

◇配食サービス事業

町の委託を受け、調理を行うことが困難な在宅の高齢者や障がいのある方等に対し、週2回を限度として夕食の配食を行うとともに安否確認等見守り支援を行います。

◇外出支援サービス事業

町の委託を受け、要支援高齢者又は重度の障がいのある方の通院やリハビリ等に対応するため、医療機関等への送迎支援を行います。

◇地域包括支援センター事業

町の委託を受け、高齢者が身近に相談をできる窓口として、支援が必要な高齢者やその家族、支援が必要とおそれのある高齢者に対し、医療・保健・福祉サービス等の総合的な支援が適切に受けられるよう、関係機関と連携及び調整を図りながら地域包括支援センター事業を実施します。

また、「認知症初期集中支援チーム」の窓口として、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族に対する支援を行います。

更に、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、自立支援に向けたケア会議に取り組むとともに、運動機能の維持・向上を目的とした事業を推進します。

なお、令和8年7月には、遠軽町の新庁舎内に移転を予定しており、利用者の相談環境の充実と利便性の向上を図ります。加えて、受託業務における支援対象高齢者の増加に伴い、現在の職員体制では業務負担が増大していることから、職員の増員を含めた体制整備を進めるとともに、委託者である町と協議を行い、適切かつ安定した事業運営体制の確保に努めます。

◇生活支援体制整備事業

町の委託を受け、地域の多様な生活支援サービス提供主体との連絡調整を担い、事業を適切推進できる者として「生活支援コーディネーター」として配置します。

当該コーディネーターは、当協議会の枠組みとらわれない広い視点を持ち、地域の公益的活動の視点及び公平・中立な立場から事業を行います。

また、地域に居住する高齢者の日常生活のニーズ調査や地域資源の把握を行い、高齢者が住みたいと望む地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら支援に取り組めます。

◇在宅介護支援センター事業

町の委託を受け、地域包括支援センターのブランチ（地域相談支援窓口）として、町内3地区（生田原・丸瀬布・白滝）に在宅介護支援センターを設置します。

在宅での援護が必要な高齢者やその家族、並びに何らかの援護が必要となるおそれのある高齢者に対し、保健・医療・福祉サービス等の総合的な支援が適切に受けられるよう、関係機関と連携・調整を図りながら相談援助を行います。

◇高齢者共同生活支援施設運営事業

(第1みのり荘、第2みのり荘 各定員9名)

町の委託を受け、各施設に1名の支援員を配置し、24時間体制で入居者の食事や日常生活の支援など、安心して生活のできる環境の提供に努めます。

◇高齢者総合生活福祉センター管理運営事業

(高齢者総合生活福祉センター ほのぼの 定員20名)

町の委託を受け、施設の適正な管理運営を行い、生活に不安のある高齢者が安心して生活できるように支援します。

◇障がい者（児）移動支援事業

町の委託を受け、身体・知的・精神障がいのある方（児）を対象に、社会生活上必要不可欠な外出時における移動支援(移動介護)を行います。

◇在宅介護用品支給事業

町の委託を受け、介護保険における要介護3から5までの方及び重度の障がいのある方（児）を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給します。

◇生活管理指導短期宿泊事業

町の委託を受け、介護予防及び生活支援を必要とする高齢者等を一時的に施設に宿泊させ、要介護状態への進行を防止するとともに、日常生活習慣等に対する指導を行います。

◇障がい者（児）短期保護事業

町の委託を受け、障がい者（児）が介護者の疾病等の理由により、一時的に介護を受けることができない場合に、施設に受入れを行います。

◇障がい者（児）居宅生活支援事業

町の委託を受け、通所介護（デイサービス）施設を活用し、生活指導、日常生活動作訓練、入浴及び給食サービス等提供し、居宅生活の安定と自立支援を図ります。

◇要介護認定に係る調査業務

介護保険の要介護認定にあたり、介護支援専門員が利用者宅等を訪問し、面談を行ったうえで調査業務を実施します。

◇介護予防教室事業

高齢者の介護予防を目的として、健康体操やレクリエーション等を実施し、高齢者の健康保持・増進を図ります。

④道社協受託事業

◇日常生活自立支援事業

北海道社会福祉協議会からの委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方が、安心して自立して地域生活が送れることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行います。

◇生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会からの委託を受け、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、無利子または低利で、生活に必要な各種資金に関する相談対応や世帯の自立に向けての支援を行います。

コロナ禍による資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金特例貸付）の償還等に関する支援及び相談対応を行います。

⑤社協独自在宅福祉サービス事業

◇在宅介護用品貸与事業

在宅で生活する方を対象に、介護用品（介護ベッド、歩行器、シャワーチェア、ポータブルトイレ等）を無料（別途、消毒料・ベッド搬送費は有料）で貸与し、日常生活に支障のある高齢者等が安心して生活を送ることができるよう支援をします。

◇介護用品支給事業

町から委託を受けて実施している在宅介護用品支給事業を補完するため、介護を必要とする要介護Ⅰ以上の方及び重度の身体障がい者（児）を対象に、介護用品（紙おむつ等）を支給し、介護者の負担軽減を図ります。

◇はざま支援事業

公的制度に対象とならないものの、日常生活に支障があり、何らかの支援を必要とする高齢者等に対し、当協議会独自の取り組みとして、デイサービス、ヘルプサービス、配食、洗濯等のサービスを提供します。これにより、可能な限り住み慣れた地域・在宅での生活が継続できるよう支援します。

◇日常生活支援サービス事業

高齢者及び障がい者等が安心して日常生活を送ることができるよう、本事業の利用希望者と当協議会が契約を締結し、日常の金銭管理、書類等の預かり、日常生活に関する一般的な相談等を行い、自立した生活を支援します。

また、北海道社会福祉協議会から委託を受けて実施している「日常生活自立支援事業」との連携を図ります。

◇有料老人ホームの運営（えにし 定員１０名）

在宅と施設の「はざま」にある、介護を必要とする高齢者が入居する住宅型有料老人ホームえにしを運営しています。２４時間体制で、食事の提供や日常生活上支援等を行い、入居者が安心して生活できる環境を提供します。

◇おせち料理配付事業（生田原地区）

満７０歳以上の一人暮らしの高齢者で、年末年始を自宅にて、一人で過ごされる方を対象に、希望者を募り、一部自己負担をいただいたうえで、おせち料理を配付します。併せて年末最後の安否確認を行い、食生活の自立支援を図ります。

◇年越し料理配付事業（丸瀬布地区）

概ね７５歳以上の高齢者で、一人暮らし又は夫婦世帯により年越しを自宅で過ごされる方を対象に希望者を募り、一部自己負担をいただいたうえで、年越し料理の配付を行います。併せて年末最後の安否確認を行い、食生活の自立支援を図ります。

◇高齢者等在宅生活サポート事業

既存の公的・私的制度だけでは対応が難しい、日常的な「ちょっとした困りごと」に対し、当協議会に登録した有償ボランティアを派遣します。本事業は会員制の仕組みとし、高齢者等が住みたいと望む地域で安心して在宅生活を継続できるよう支援します。

◇フードレスキュー事業（＊新規事業）

新規事業として、生活困窮者自立支援法等の制度に基づく自立支援体制整備の一環として、町内に在住する生活困窮者に対し食糧支援を実施します。本事業は、緊急的な生活支援を通じて生活基盤の安定を図り、生活困窮者の自立につなげることを目的とします。

支援内容は、原則として１世帯につき１回（おおむね１週間分）の食料等の提供とし、継続的な支給は行いません。

基本計画３．安心・安全・福祉のまちづくりの推進

地域の自治会が実践している小地域ネットワーク活動における、日常的な高齢者や子どもへの声かけや見守り活動は、地域コミュニティの形成に有効であり、また、地域と関係機関とのつながりは、防犯対策として効果を発揮するとともに、災害時の対応においても大きな力を発揮します。

当協議会は、小地域ネットワーク活動を基盤としながら「地域の福祉力」を高め、地域の自立を支える活動を支援します。

また、地域や関係機関と連携し、地域住民が住みたいと望む地域で「安心して安全に生活できるまちづくり」を進め、共生型社会の実現を目指します。

更に、地域における権利擁護の推進を目的として、法人後見事業の実施を視野に入

れ、市民後見人の発掘・育成を行うため、市民後見人養成研修の実施を計画するなど、北海道社会福祉協議会等の協力を得ながら、事業実施に向けた準備を進めてまいります。

(1) 実践項目

①地域における声かけ・見守り活動の推進

◇地域の権利擁護のための活動の推進

地域の権利擁護を推進するため、当協議会として法人後見事業の実施を視野に入れ、事業開始に向けた準備を進めてまいります。

法人後見支援員を設置に向け、市民後見人養成研修を計画し、市民後見人の発掘育成等を行うための体制整備を進めてまいります。

◇小地域ネットワーク活動の推進

高齢者等が住みたいと望む地域において、安心して安全に生活できる環境づくりを進めるため、子どもや一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等への見守り・声かけを実施している自治会と連携し、その活動を支援します。

未実施の自治会に対しては協議を行い、小地域ネットワーク活動への取り組みを働きかけ、活動の推進を図ります。

◇在宅福祉サービス事業等を活用した声かけ見守り活動の推進

配食サービス事業や外出支援サービス事業など、既存の在宅福祉サービス事業を活用し、声かけ・見守り活動を行うことで、高齢者等の安否確認を行います。

また、訪問介護事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の職員による訪問や電話連絡を通じて高齢者等の安否把握に努めます。

更に、訪問介護事業所の訪問車両に「悪質訪問販売監視車両」と表示したマグネットステッカーを掲示し、消費者被害の未然防止に向けた啓発稼働を行います。

②地域における防災意識の向上

◇災害福祉研修会の実施

予測が困難な自然災害に備え、町の総合防災訓練における炊き出し訓練、DIG（災害図上訓練）やD o はぐ（避難所運営ゲーム北海道版）等活用した研修会を実施し、災害時の対応について学ぶとともに、日常的な小地域ネットワーク活動への意識向上につなげます。

また、各地域でキーパーソンとなる方々を対象に、災害時に支援を行うための基礎的な考え方や留意事項について共通理解を図り、被災者・被災支援者双方の立場を想定した事例を用いながら、自覚と対応力の向上を図り、日常の地域活動へつな

げます。

◇災害ボランティアセンター設置研修会の実施

予測困難な自然災害に備え、実際に被災した場合や被災支援者になった場合を想定した事例を用いながら、災害ボランティアセンターの設置・運営等について学習し、平時から迅速に対応できる体制づくりを行います。

③安心・安全・福祉のまちづくりの推進

◇安心・安全・福祉のまちづくり体験コーナーの設置

警察署、遠軽消防署、自治会等の関係機関の協力を得て、当協議会が主催する「健康とふれあいの広場」の会場内に体験コーナーを設置し、住民へ啓発活動を行います。

◇親子凧上げ大会の開催

毎年5月に、太陽の丘えんがる公園を会場として、ボランティアが作成した「特殊詐欺被害防止用啓発凧」等を活用し、ボランティア及び遠軽警察署員の協力を得ながら、地域の親子等が参加する「凧上げ大会」を開催します。

本大会を通じて、特殊詐欺被害防止や交通安全の啓発活動を行います。

◇絵手紙配付による声かけ

サロン事業において作成した「特殊詐欺被害防止」及び「交通安全の推進」をテーマとした絵手紙を、配食サービス実施時に、当協議会役職員と警察署署員が声かけを行いながら配付し、啓発活動を行います。

基本計画4. 地域に求められる社協づくり

地域における社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役割と目的を地域全体で共有し、地域福祉活動を主体的に推進するために、組織の強化及び充実に努めます。

そのため、主体的・積極的かつ柔軟に活動できる職員の育成を目的として、各種研修の充実や資格取得の促進に取り組みます。

また、地域福祉実践計画に基づき事業を実施するとともに、事業評価を行い、継続的な改善に努めます。

更に、苦情解決体制の整備や個人情報の適切な管理など、住民から信頼される社協づくりを推進します。

（Ⅰ）実践項目

① 地域福祉を支える社協の理解

地域福祉を支える社協として活動を推進するためには、住民の理解と協力が不可欠です。そのため、社協自らが積極的に情報発信を行い、住民の理解を深めることが重要になります。

このため、紙面構成や掲載内容の工夫を図った「社協だより」を発行し、全戸配布を通じて社協の役割や取り組みを広く周知し、理解と協力の促進に努めます。

併せて、ホームページを活用し、社協の活動や各種事業に関する情報を発信します。

② 多様な福祉の担い手との連携

複雑化・多様化する地域の福祉課題は、社協単独での解決が困難なこともあることから、地域に所在する施設経営型福祉法人、NPO法人、教育関連団体、経済関連団体等と連携し、地域福祉の推進を図ります。

また、これまで関わりの薄かった組織・団体とも積極的に連携し、地域福祉に対する理解と協力の輪を広げてまいります。

③ 組織の強化充実

社協の運営及び事業の在り方について意見交換を行うとともに、役職員の資質向上を目的とした各種研修を実施します。

- ・コンプライアンスの意識の強化
- ・地区福祉推進委員会の開催
- ・役員研修会の実施
- ・管理者会議等の開催（毎月1回）
- ・虐待防止に関する研修会の実施
- ・身体拘束等の適正化のための研修会の実施
- ・ハラスメント（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等）に関する研修会の実施
- ・衛生管理等（感染症予防・まん延防止）に関する研修の実施

④ 職員の育成及び資質向上・健康管理の強化

職員の育成、資質向上及び健康管理の推進を図ります。

- ・職員の資質向上を図るため、各種研修を積極的に受講。
- ・資格取得を促進するため、一部助成事業を継続。
- ・資格取得に係る福利厚生貸付事業を継続。
- ・全職員の健康診断と健康管理（メンタルヘルスケア含む。）にとの組むとともに、安全衛生委員会を開催。

⑤安定した財政運営の確立、適正な財務運営

◇公費の適正な財源確保

地域福祉を支える公共性の高い事業を展開する団体として、運営費補助金等の公費補助について町へ働きかけ、安定的な財源を確保に努めます。

また、町委託事業については、適正な事業費により受託し、健全な事業運営と財務の安定化を図るとともに、委託料に係る諸経費の見直しについて町と協議してまいります。

◇介護保険事業の健全な運営

介護保険制度の動向に柔軟に対応しながら、事業内容の見直しを行い、健全な運営に努めます。併せて、介護職員の資質向上を図り、良質な介護サービスの提供に取り組めます。

◇監査の実施

監事による定例監査を四半期毎に受け、適正な財務運営を行うとともに、小口現金及び仮払金の監査を実施し、適正な財務管理に努めます。

⑥社協活動資金（寄付金）の拡大と基金の効果的な運用

◇社協活動資金（寄付金）の拡大

葬祭形態の変化など、社会環境の変化により寄付金が不安定な財源となっている現状を踏まえ、ホームページや社協だより等の広報活動を通じて、当協議会の事業や役割への理解を深め、積極的なPRを行うことで寄付金の拡大につなげます。

◇共同募金運動への協力

役職員、地域住民、社会福祉団体やボランティア等と連携し、共同募金運動を推進ことで、助成金の増額に努めます。

◇基金の効果的な運用

安定した法人運営を行うため、保有する基金について、安全性に配慮しつつ、効果的な運用に努めます。

⑦社協会員の拡大

地域福祉活動を推進していくうえで、社協活動を支える会員の拡大は重要な課題です。

そのため、ホームページや社協だより等による広報活動を行うとともに、関

係団体の集会等へ参加し、社協活動への理解を深め、会員の拡大に努めます。

- ・遠軽地区

自治会の協力を得ながら、一般会員の加入促進に努めるとともに、事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。

- ・生田原、丸瀬布、白滝地区

事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。

⑧地域福祉実践計画の評価の実施

◇計画推進と実施

社協の年次事業計画との整合性を図りながら事業を実施し、計画の進捗状況や成果について評価を行います。

⑨苦情処理の対応

◇苦情の処理及び解決

社協が実施する各事業に寄せられた苦情については、客観的に背景や原因の究明を行い、関係する各事業所と連携を図りながら、苦情内容を共有し、迅速な解決に努めます。

また、必要に応じて第三者委員の助言を得ながら、適切な解決策を講じます。

⑩個人情報保護の充実

◇個人情報保護の推進

社協が実施する各事業における個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規程等を遵守し、職員の個人情報保護に対する意識の向上を図ります。

また、外部から取得した個人情報についても、同規程に基づきと適切な管理と取り扱いを徹底します。